

後期高齢者健康診査を実施

問 住民課 ☎0475(32)2115

後期高齢者医療制度の加入者を対象に、健康診査(集団健診・個別健診)を次のとおり行います。

■集団健診

新型コロナウイルス感染症対策として、日時を指定しますのでご協力をお願いします。

と き 6月22日(木)～6月24日(土) 6月26日(月)～7月1日(土)

受付時間 午後0時45分～午後2時

対象者 後期高齢者医療制度の加入者

ところ 保健センター

持ち物 健康診査問診票(記入したもの)、尿(受診日当日のもの)

自己負担額 無料

■個別健診(契約指定医療機関での受診)

と き 6月1日(木)～12月25日(月)

対象者 生活習慣病などで治療されている方及び個別健診を希望する方で、
後期高齢者医療制度の加入者

ところ 長生郡市内の契約指定医療機関(詳しくはお問い合わせください。)

※医療機関により予約が必要な場合があるため、事前に電話で確認してから受診してください。

持ち物 健康診査問診票(記入したもの)、保険証

自己負担額 無料

今年度、助成事業を利用し人間ドックを受診する予定の方は、この健診を受けることはご遠慮ください。

対象者には、事前に健康診査問診票と尿容器を郵送しますが、お手元がない場合は住民課で発行しますのでお問い合わせください。



高齢者肺炎球菌予防接種費用を助成

問 健康推進課 ☎0475(32)6800

高齢者肺炎球菌の助成を受けられるのは、定期予防接種・任意予防接種にかかわらず1人1回限りです。
接種の助成期間は、令和6年3月31日までです。

■定期予防接種対象者(予防接種法に基づく予防接種)

(1) 令和5年度に表の年齢になる方(生年月日をご確認ください)で、これまでに23価肺炎球菌^{きょうまく}英膜ポリ
サッカライドワクチン(ニューモバックス)を接種したことがない場合

(2) 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または
ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する方

※(1)の対象者は、関係書類を郵送で送付しています。

※令和元年度から令和5年度までの5年間に1人1回定期接種の機会を設けていますが、
令和5年度の対象者が定期予防接種を受けられるのは、今年度限りです。

■任意予防接種対象者

65歳以上で、上記記載の定期対象者ではないが以下のいずれかに該当する方

① 今までに一度も高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことがない方

② 高齢者肺炎球菌予防接種の「前回接種」より5年以上経過している方

(ただし、一度も助成を受けていない方に限る)

※定期・任意にかかわらず、接種当日に本村に住所がない方、一度でも市町村の助成を受けている方は助成対象外です。

※任意予防接種は、令和5年度(令和6年3月31日まで)で助成終了の可能性あります。

表	65歳	昭和33年4月2日生～ 昭和34年4月1日生
	70歳	昭和28年4月2日生～ 昭和29年4月1日生
	75歳	昭和23年4月2日生～ 昭和24年4月1日生
	80歳	昭和18年4月2日生～ 昭和19年4月1日生
	85歳	昭和13年4月2日生～ 昭和14年4月1日生
	90歳	昭和8年4月2日生～ 昭和9年4月1日生
	95歳	昭和3年4月2日生～ 昭和4年4月1日生
	100歳	大正12年4月2日生～ 大正13年4月1日生

■助成額 上限3千円(定期接種対象者で、生活保護受給者は接種に要した費用の全額)



新型コロナワクチン接種 令和5年春開始接種について

問 健康推進課 ☎0475(32)6800

長生郡市内では、5月16日(火)から接種開始となります。

対象者 初回接種(1・2回目接種)を終了した方で、次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上
- ・基礎疾患を有する方(5歳～64歳以下)
- ・医療従事者等(64歳以下)

※65歳以上の方には、前回接種した日付順に通知を送付します。

お手元に未使用の接種券がある場合は、それを使用して接種できますので、破棄しないでください。

※基礎疾患を有する方及び医療従事者等については、健康推進課へ事前に申請してください。

接種期間 5月16日(火)～8月31日(木) 予定

基礎疾患の基準について

○18歳以上64歳以下で、次の病気や状態により通院または入院している方

- ・慢性の呼吸器の病気
- ・慢性の心臓病(高血圧を含む)
- ・慢性の腎臓病
- ・慢性の肝臓病(肝硬変等)
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ・血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く)
- ・免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む)
- ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- ・染色体異常
- ・重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- ・睡眠時無呼吸症候群
- ・重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合)
または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合や知的障害(療育手帳を所持している場合)

○18歳未満の方で、次の病気や状態により通院または入院している方

- ・慢性呼吸器疾患
- ・慢性心疾患
- ・慢性腎疾患
- ・神経疾患・神経筋疾患
- ・血液疾患
- ・糖尿病・代謝性疾患
- ・悪性腫瘍
- ・関節リウマチ・膠原病^{こうげん}
- ・内分泌疾患
- ・消化器疾患・肝疾患等
- ・先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
- ・その他の小児領域の疾患(高度肥満、早産児、医療ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害)

○基準(BMI30以上)を満たす肥満の方

○新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた方

◎「令和4年秋開始接種(オミクロン株対応2価ワクチン接種)」は、5月7日(日)で終了します。接種を希望する場合はそれまでに接種をお願いします。

「令和4年秋開始接種」の対象で、接種の予約に関してお困りの方は、健康推進課までご連絡ください。



長生村公式 SNS
登録者募集中!

村政情報、イベント情報
災害時等の緊急情報などをお届けします

LINE

@chosei

Twitter

@chosei_info

Facebook

@chosei_info

Instagram

@chosei_info

ママパパ教室 参加者募集

問 健康推進課 ☎0475 (32) 6800

赤ちゃんが元気に生まれ育つことを願って、ママパパ教室を行います。

マタニティヨガや歯科指導、パパの妊婦体験等実施しますので、初妊婦さんはもちろんのこと、経産婦さんやパパも進んでご参加ください。
※準備の都合がある為、予約が必要です。

と き 5月12日(金)、5月20日(土)
受 付 午後1時15分～午後1時30分
開 催 午後1時30分～午後3時



ベビーマッサージ教室 参加者募集

問 健康推進課 ☎0475 (32) 6800

産後のママは育児・家事と忙しい毎日を過ごしていると思います。この教室はママと赤ちゃんがリラックスしながら、楽しい時間を過ごせることを目的として開催します。また、産後のママの体がリラックスできるよう、産後ヨガや骨盤体操を行います。対象者は2ヵ月頃から伝い歩きをする頃までの乳児です。対象月齢時に開催している同教室へは繰り返し参加できます。対象者へは個別に通知しますので、ご予約の上ご参加ください。

と き 5月18日(木)
受 付 午後1時15分～午後1時30分
開 催 午後1時30分～午後3時



親子えいごあそび教室参加者募集

問 生涯学習課(交流センター) ☎0475 (32) 3770

交流センター子育てルームで親子えいごあそび教室を開講します。ネイティブの先生による英語のゲームや歌、季節のイベントにより、英語を通じた親子のふれあいを高めます。参加費は無料です。

と き 木曜日コース(アップル) 午後1時30分～午後2時10分 初回 6月1日(木)
金曜日コース(バナナ) 午後1時30分～午後2時10分 初回 6月2日(金)

対象者 0～3歳くらいまでの親子

定 員 各コース10人程度(定員を超えた場合は抽選)

申込期限 5月19日(金)

申込方法 次のいずれかの方法でお申し込みください。希望コースはどちらか一方です。

- ①交流センター窓口を受講申込書を提出する。
- ②メールで必要事項を入力し、送信する。 ☎cho-syogai@vill.chosei.lg.jp



セカンドブック事業をはじめました

問 生涯学習課(交流センター) ☎0475 (32) 3770

村ではこれまで、生後7ヵ月健診時に絵本を送るブックスタート事業を行い、家庭での読み聞かせを通して、親子の触れ合いや健全育成に効果を上げてきました。令和5年度から、3歳児健診対象者にセカンドブック事業を行い、年齢に応じた絵本をプレゼントすることで読書への関心を高め、図書室利用のきっかけづくりを行っていきます。

対象者 令和5年4月以降に3歳児健康診査票が届いたお子さん

(3歳児健診の案内と一緒に絵本引換申込書を送付します。)

内 容 3歳児健診時に絵本引換申込書を保健センターに提出すると、後日、引換券が郵送されます。

引換場所に引換券を持参いただくと、5冊のうちから希望の絵本を1冊プレゼントします。

また、対象者に絵本の読み聞かせを行うおはなし会を開催します。

引換場所 交流センター窓口 セカンドブックおはなし会会場(詳細は対象者に通知します。)

引換期限 対象者の4歳の誕生日まで(ただし、最終日が休館日の場合は翌開館日まで引き換え可能)



長生村市民活動団体登録募集

問 企画財政課 ☎0475 (32) 4743

村内で活動する市民活動団体への支援と、村民の社会的貢献活動への参加の機会を広げることを目的に、市民活動団体の登録制度を導入しています。登録申請方法については、企画財政課までお問い合わせください。

登録要件

- ① 村内に事業所がある団体または村内で活動する団体
- ② 構成員3人以上
- ③ 政治活動、宗教活動及び選挙活動を目的としない団体
- ④ 暴力団またはその構成員の統制下ではない団体

主な支援

- ① 村の広報媒体を活用した団体の情報等の公表
- ② 村民や公的機関からの問い合わせに対する登録事項の提供
- ③ 市民活動支援に関する事業やイベント情報等の案内
- ④ 登録団体の主催する行事等の情報を村施設へ掲載

長生村民親善ゴルフ大会
参加者募集

問 生涯学習課(交流センター) ☎0475 (32) 3770

村民親善ゴルフ大会を次のとおり開催します。
お気軽にご参加ください。

と き 6月2日(金) 午前9時集合
午前9時30分開始

ところ 一の宮カントリー倶楽部 西コース
(乗用カート・セルフプレー)

定 員 10組(40名)

参加費 2,000円 ※別途プレー費7,200円
(食事・ワンドリンク付)

申込み 5月21日(日)までに交流センター窓口または電話にてお申し込みください。

主 催 長生村スポーツ協会ゴルフ部

問合せ 長生村スポーツ協会事務局(交流センター内)
☎0475 (32) 3770



一宮聖苑組合の令和4年度下半期執行状況と令和5年度予算を公表します

一宮聖苑は、一宮聖苑組合圏内である一宮町、長生村、睦沢町、白子町、岬町(現いすみ市の旧岬町地域)の住民の要望に応えるために昭和60年に完成し、同5市町村の分担金による共同出資と一宮聖苑使用料等で運営をしています。

●令和4年度下半期執行状況(令和4年度の決算額ではありません)

歳入	予算額(千円)	収入済額(千円)	収納率(%)
分担金及び負担金	52,439	52,439	100.0
使用料及び手数料	10,584	12,574	118.8
財産収入	1	1	100.0
繰越金	3,312	3,312	100.0
諸収入	4,190	4,198	100.2
繰入金	1	0	0.0
計	70,527	72,524	102.8

歳出	予算額(千円)	支出済額(千円)	執行率(%)
議会費	207	193	93.2
総務費	32,244	30,479	94.5
衛生費	37,590	16,188	43.1
予備費	486	0	0.0
計	70,527	46,860	66.4

●財産 ・土地 14,593㎡ ・車両 2台 ・基金 5,378万1千円
・建物 371.73㎡(火葬棟) 419.67㎡(待合棟)

※4月1日から5月31日までの出納整理期間に、残された収入や支払いが行われるため、今回の数値は令和4年度の決算額ではありません。

●令和5年度予算

歳入	予算額(千円)	比率(%)
分担金及び負担金	28,396	51.0
使用料及び手数料	11,417	20.5
財産収入	1	0.0
繰越金	1,500	2.7
諸収入	4,202	7.6
繰入金	10,103	18.2
計	55,619	100.0

歳出	予算額(千円)	比率(%)
議会費	207	0.4
総務費	18,311	32.9
衛生費	36,601	65.8
予備費	500	0.9
計	55,619	100.0

問合せ 一宮聖苑組合事務局 ☎0475 (42) 1430



軽自動車税の納税通知書を発送

問 税務課 ☎0475 (32) 2113

令和5年4月1日時点で軽自動車を所有する人に、納税通知書を5月2日(火)に発送します。

納期限は5月31日(水)です。最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで納期限内に納付してください。

また、自動車の登録内容に変更がある場合は、早めの手続きをお願いします。

ナンバープレートが『袖ヶ浦』の車両について

次の事務所へお問い合わせのうえ、手続きをしてください。

①2輪の軽・小型自動車など

袖ヶ浦自動車検査登録事務所 ☎050 (5540) 2025

②3輪・4輪の軽自動車

軽自動車検査協会 袖ヶ浦支所 ☎050 (3816) 3116

ナンバープレートが『長生村』の車両について

役場税務課窓口で、名義変更または廃車の手続きをしてください。

ナンバー紛失の場合は、
き損料として200円かかります。



障がいのある人に対する 軽自動車税の減免制度

問 税務課 ☎0475 (32) 2113

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちで一定の要件を満たす人(以下「障がいのある人」という。)が所有(運転)する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)について、軽自動車税の減免を受けることが出来ます。

ただし、減免を受けることができる軽自動車等は、障がいのある人1人について1台に限ります。すでに普通自動車の減免を受けている場合は、対象となりませんのでご注意ください。

減免制度、必要書類等のご不明な点は税務課へお問い合わせください。

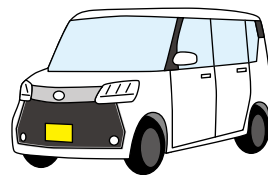
※事業用の軽自動車等は、減免の対象になりません。

申請期間 5月2日(火)～5月24日(水)

※期間内に申請されない場合は、減免の対象になりません。

申請・問合せ

税務課 ☎0475 (32) 2113



マイナンバーカードの臨時交付

問 住民課 ☎0475 (32) 2115

臨時交付日はマイナンバーカードの交付のみとなります。

交付時間は午前8時50分から正午までです。住民課へ電話にて事前予約を行ってください。

臨時交付日 5月13日(土)・5月20日(土)

交付窓口 住民課

持参するもの

- 交付通知書(はがき)⇒ご自宅に届きます。
- 通知カード⇒紛失された場合は「紛失届」を提出してください。
- 本人確認書類⇒運転免許証等、顔写真付きのものは1点、
顔写真のないもの(健康保険証、介護保険証、年金証書など)は2点



広告枠

一信頼と巧みな技術をもってお応えします一

藤美建装

一般住宅塗装 / リフォーム工事

お客様のご希望に添えるように細かく丁寧な工事を心掛けています

TEL 0470-87-9939 FAX 0470-87-9959

■千葉県いすみ市御町桑田1508-2

いすみ市 藤美建装 2世営業

信頼
と
実績

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、
プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎043-312-3246

結婚相談所ムスベル



広告枠

三世代同居・近居住宅支援事業補助金 ～親子が協力し合える居住スタイルを推進～

問 企画財政課 ☎0475 (32) 4743

家族の支え合いによる子育てしやすい環境づくりの支援と移住定住の促進のため、三世代(親・子・孫)で同居または近居する場合の住宅取得等費用の一部を補助しています。

※近居…親・子の世帯のどちらかが村内に住宅取得等のうえ転入し、もう一方の世帯が村内や近隣市町(茂原市、一宮町、睦沢町、白子町)内に居住すること。

※住宅取得等…新築・購入・増築・リフォームすること。

主な対象要件(すべてに該当すること)

- ・三世代で同居または近居をする目的で、村内において住宅取得等を行うこと
(リフォームの場合、住宅本体に係る税抜100万円以上の工事に限る)
- ・住宅取得等の契約前であること
- ・親・子のどちらか、もしくは、その全部の世帯が住宅取得等に伴い村外から転入すること
- ・事前相談書の提出前1年の間に本村の住民基本台帳に記録されていないこと
- ・親または子の世帯に18歳以下の子どもが居住すること(出産予定も含む)
- ・同居または近居を10年以上継続すること

補助金額

住宅本体の工事費または購入費(税抜)の1/2の額

○新築・購入 50万円 + 加算額 (上限100万円)

○増築・リフォーム 30万円 + 加算額 (上限 50万円)

加算額

- ・村内事業者による建築または販売・・・20万円
- ・同居する18歳未満の子ども1人につき・・・10万円
- ・子世帯の夫婦どちらかが30歳以下・・・10万円
- ・村内公共交通利用・・・10万円
- ・空家バンク物件購入・・・10万円

【フラット35】地域連携型

- ・住宅金融支援機構の住宅ローン「フラット35」の利用を伴う場合、「【フラット35】地域連携型」の対象となり、当初10年間の借入金利0.25%引下げの優遇が受けられます(借入契約前に利用申請が必要)。

その他

- ・住宅取得等の契約前に事前相談書等の書類提出が必要となります。
- ・予算額の上限に達し次第、受付終了となる場合があります。



ゴミゼロ運動を実施します

問 下水環境課 ☎0475 (32) 2494

地域の美化やゴミ問題に対する意識の高揚を図るため、ゴミゼロ運動を実施しますので、ご協力をお願いします。

と き 5月28日(日) 午前8時～午前9時30分 ※自治会・団体等で設定した別の日に実施することもできます。

○自治会・団体等で、道路など公共の場所に散乱しているゴミの収集をお願いします。

○回収用のゴミ袋は、自治会を通じて配付します。

○収集していただいたゴミは、後日回収します。

○ゴミ収集を実施いただける場合や中止の場合には、下水環境課までご連絡ください。



住宅リフォーム工事費を補助

問 産業課 ☎0475(32)2114

村では、住宅のリフォーム工事費用の一部を補助しています。

補助対象者(概要) 次の要件を全て満たしていること

- ① 村に住民登録がある人が住んでいる住居であること
- ② 村税を完納していること
- ③ 令和6年3月までに工事が完了すること
- ④ この補助事業の他に重ねて助成等を受けていないこと
- ⑤ 工事完了後10年以上引き続き居住すること

補助対象工事 村内の業者による20万円以上(税抜)の住居に対する工事

補助金額等 工事費の10%で20万円を上限とします。(千円未満切り捨て)

事前受付期間 5月15日(月)～6月9日(金)まで

申込方法

次の書類を揃えてお申し込みください。

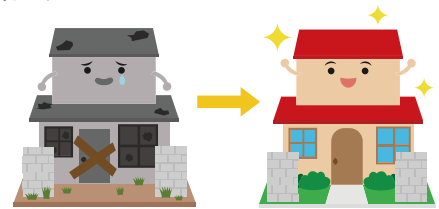
- ① 事前申込書
- ② 見積書・設計図など

※代理申し込みの場合、委任状が別途必要です。

注意事項 ・一住宅につき1回限りで、すでに着手している工事は対象外です。

・申し込み状況により抽選となる場合があります。

※詳細や申込書等は、村ホームページに掲載していますのでご確認ください▶▶



家庭用LED照明器具の購入費用を補助

問 産業課 ☎0475(32)2114

村では、住居で使用されるLED照明器具の購入費用の一部を補助しています。

補助対象者(概要) 次の要件を全て満たしていること

- ① 村内に居住し、住民登録がされていること
- ② ①の人が自分の住居に設置する目的で購入すること
- ③ 村税を完納していること
- ④ 令和6年3月までに工事が完了すること
- ⑤ 過去にこの補助事業を利用していないこと

補助対象経費

購入経費及び設置交換費用の合計が5千円以上(税抜)のもの

補助金額等

補助対象経費の1/3以内で5万円を上限とします。

※千円未満の端数が生じた場合は別途定めがあります。

交付方法

- ・村内業者で購入したときは、現金で交付します。
- ・村外業者で購入したときは、「ながいき村お買い物券」で交付します。

申請期間 令和6年3月25日(月)まで(予算が無くなり次第、受付終了)

申請方法 申請書類を産業課に提出してください。

申請書類及び添付書類

申請書は、村ホームページまたは産業課窓口で入手できます。

＜添付書類＞ ① 領収書・レシート

② 設置箇所の写真

※詳細は村ホームページをご覧ください▶▶



「防災ガイドブック」と「ハザードマップ」が新しくなりました

問 総務課 ☎0475 (32) 2111

村で作成し、公表・配布している「防災ガイドブック」と「ハザードマップ(「津波」及び「洪水」)」について、法改正による避難基準の変更や千葉県による浸水予測の修正等を踏まえ、全面的な見直しを行いました。

新しいガイドブックとマップは、村ホームページで公表しているほか、以下のとおり配布していますので、日頃からの防災対策にご活用ください。

- 配布物**
- ①長生村防災ガイドブック
 - ②長生村津波ハザードマップ
 - ③長生村洪水ハザードマップ

配布場所 役場庁舎(総務課及び住民課)、文化会館、交流センター

※自治会に加入されている世帯には、5月の自治会配付でお届けします。



春の全国交通安全運動が実施されます

問 総務課 ☎0475 (32) 2111



令和5年春の全国交通安全運動が実施されます。

今年のスローガンは「なれた街 いつもの道でも みぎひだり」です。

入学・入園を迎える4月以降は、子どもの関係する交通事故が増加する傾向にあります。

そこで、子どもたちに交通社会の一員としての自覚と基本的な交通ルールやマナーを身に付けさせるとともに、運転者には歩行者に対する保護意識をより一層醸成するなど、県民一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーを実践し、交通事故防止を図ることを目的に実施します。

運動期間 5月11日(木)～20日(土)までの10日間
交通事故死ゼロを目指す日 5月20日(土)

運動の重点目標

- ①子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ②横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ③自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



クールビズを実施します

村では地球温暖化防止のため、役場等の施設において、節電に努めるため職員のクールビズを次のとおり実施します。
ご理解とご協力をお願いします。

期 間 5月1日(月)～10月31日(火)
服 装 ノーネクタイまたはポロシャツ
問合せ 総務課 ☎0475 (32) 2111

令和4年度情報公開請求の実績

令和4年度の情報公開請求件数を公表します。

- 公文書公開請求 12件
- 個人情報開示請求 1件

問合せ
総務課 ☎0475 (32) 2111

